

令和6年12月23日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

有限会社名久井林業
青森県むつ市横迎町1丁目8-43

2. 指名停止措置期間

令和6年12月24日から令和7年2月23日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

有限会社名久井林業は、令和6年5月9日に下北森林管理署長と請負契約をした森林環境保全整備事業の伐採搬出にあたり、令和6年6月26日、契約区域外である立木（スギ63本、材積47.22m³）を誤って伐採したものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2の贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適當であると認められる。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070